

枚方市条例第 14 号

枚方市議会委員会条例の一部を改正する条例

枚方市議会委員会条例（昭和34年枚方市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務常任委員会の項中「危機管理室」を「危機管理部」に改め、同表教育子育て常任委員会の項中「子どもの育ち見守りセンター、」を削る。

第8条第1項中「閉会中」を「枚方市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第6条第1項各号に定める各会議の期間（以下「議会期間」という。）以外」に改め、同条第2項中「閉会中」を「議会期間以外」に改める。

第14条第1項中「閉会中」を「議会期間以外」に改め、同条第2項中「閉会中に」を「議長は、前項ただし書の規定により」に改め、「議長は、」を削る。

第15条の2第4項中「枚方市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）」を「会議規則」に改める。

附 則 [令和4年3月31日公布]

この条例は、令和4年4月1日から施行する。